

財団法人 港湾労働安定協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、財団法人港湾労働安定協会という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所（本部）を東京都港区新橋6丁目11番10号に置く。

2 本協会は、従たる事務所を次の地に置く。

東京支部 東京都港区海岸3丁目33番10号

横浜支部 横浜市中区海岸通四丁目23番地

名古屋支部 名古屋市港区港栄4丁目4番10号

大阪支部 大阪市港区築港1丁目12番27号

神戸支部 神戸市中央区波止場町6番14号

関門支部 北九州市門司区港町9番11号

(目的)

第3条 本協会は、港湾運送事業に従事する労働者の職業能力の開発向上、雇用及び生活の安定のために必要な事業を実施することにより、港湾労働者の福祉の増進と港湾運送事業の近代化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 港湾労働者年金制度、転職資金制度、職業訓練制度及び最低保障賃金制度の運営
- (2) 職業訓練施設の設置及び運営
- (3) 港湾労働法関係付加金制度の運営
- (4) 港湾労働法（昭和63年法律第40号。以下「法」という。）第30条に規定する港湾労働者雇用安定センターの業務
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本協会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 労働安定基金
- (3) 港湾労働法関係付加金
- (4) 法第35条の規定に基づく国庫交付金
- (5) 寄附金品
- (6) 財産から生じる収入
- (7) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本協会の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において、運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託、又は国債若しくは公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣及び厚生労働大臣(以下「主務大臣」という。)の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(会計区分)

第9条 本協会の会計は、一般会計及び特別会計に区分する。

2 特別会計においては、第4条第3号及び第4号の事業に係る経理を行うものとする。

(経費の支弁)

第10条 本協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第11条 会長は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、主務大臣の認可を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 13 条 会長は、毎事業年度終了後次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

(6) その他必要な附属書類

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項の書類及び前項の監査報告書について、理事会の承認及び評議員会の同意を経た後、毎事業年度終了後 3 カ月以内にこれを主務大臣に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(収支予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 14 条 予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

2 借入金 (その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。) についても、前項と同様とする。

(事業年度)

第 15 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役 員 等

(役員の種類及び定数)

第 16 条 本協会に、次の役員を置く。

理 事 20名以上25名以内

監 事 2名以上4名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。
(役員を選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事の1人とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別な関係にあるものであってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第18条 会長は、本協会を代表し、業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、本協会の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本協会の業務を議決し、執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに主務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報酬)

第 21 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧 問)

第 22 条 本協会に、顧問2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の事業について、自ら又は会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、第19条第1項の規定を準用する。この場合において、この規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(顧問 の 報酬)

第 23 条 顧問は、名誉職とし、無給とする。

第 4 章 理事会

(構 成)

第 24 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 25 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本協会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第 26 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第18条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第27条 理事会は、第18条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議 長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会で選任された議事録署名人2名以上が署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第33条 本協会に、評議員15名以上20名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員会には、第19条から第21条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、第18条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第29条から第32条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第35条 本協会に、第4条第1号から第4号までに掲げる事業に係る専門的事項を調査審議するため運営委員会を置くものとする。

2 運営委員会に関する必要事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 運営の基準

(運営の基準)

第36条 第4条第1号から第4号までに掲げる事業の運営の基準は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 前項の基準を定めようとするときは、会長は、あらかじめ運営委員会の意見を聴くものと

する。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第38条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得て解散することができる。

(清算人)

第39条 本協会の解散に伴う清算人は、理事会において理事の中から選任するものとする。

(残余財産の処分)

第40条 本協会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第42条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 事業計画及び予算に関する書類
- (4) 事業報告及び決算に関する書類
- (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類

- (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (8) 理事及び監事の履歴書
 - (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (10) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第10章 補則

(細則)

第43条 この寄附行為に定めるもののほか、本協会の事業の運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則 (昭和60年4月11日)

- 1 この寄附行為は、この法人の設立認可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず設立許可のあった日に始まり、昭和61年3月31日に終わるものとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算書は、第12条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立発起人会において選任された者とし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。

附則 (昭和61年1月20日)

この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。

附則 (昭和61年3月24日)

この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。

附則 (昭和61年7月1日)

この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。

附 則 （昭和 6 3 年 1 2 月 1 4 日）

この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条及び第 9 条第 2 項の改正規定、第 3 3 条の改正規定（同条を第 3 2 条とする部分を除く。）並びに第 3 8 条の改正規定（同条を第 3 7 条とする部分を除く。）は、昭和 6 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 2 年 3 月 9 日）

この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。

附 則 （平成 5 年 4 月 9 日）

この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。

附 則 （平成 8 年 4 月 5 日）

この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。

附 則 （平成 1 0 年 3 月 2 4 日）

この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。

附 則 （平成 1 2 年 4 月 2 0 日）

この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。

附 則 （平成 1 2 年 6 月 1 9 日）

この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。

附 則 （平成 1 2 年 9 月 2 9 日）

この寄附行為は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 1 4 年 3 月 2 9 日）

この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。

附 則 （平成 1 4 年 7 月 4 日）

この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。

附 則 （平成 16 年 4 月 1 日）

- 1 この寄附行為は、変更の認可があった日から施行する。
- 2 この寄附行為の一部改正（以下「一部改正」という。）の施行の際に現に在籍する役員及び理事会において事前に選任された評議員については、一部改正による改正後の寄附行為第 17 条第 1 項並びに第 33 条第 2 項の規定により選任されたものとみなす。